

「医師の働き方改革」を進め、シフト制を導入し、その結果として医療機関の集約を進めるならば、確かに十分な休息を取った医師によって医療が提供されるというメリットが期待できるでしょうが、一方で地域によつては「近所の病院ですぐ診てもらえる」医療体制ではなくなる可能性も生まれます。こうしたメリット、デメリットを国や都はきちんと国民、都民に説明すべきでしょう。

論を進めるならば、夜間帯の診療を制限するか、手当を充実させて人員を確保するか、といった論点も出てきます。必然的に病院経営にしわ寄せがくる問題ですが、単に病院経営の観点のみから主張しても、一般的に広く受け入れてもらえないでしょう。「東京の医療をどうしていくか」という点から訴えていく必要があると思います。

ありがとうございました。

医療事故調査制度の施行から2年

東京都病院協会常任理事  
社会医療法人社団慈生会



伊藤 雅史

医療現場では冷静な対応が進んでいる

制度施行から2年  
現場は冷静に対応

2015年10月に医療事故調査制度が施行され、丸2年が経過した。制度施行から今年9月までの累計をみると、医療事故報告751件、院内調査報告476件、相談件数3732件、センター調査の依頼および調査結果報告の件数は43件となっている。

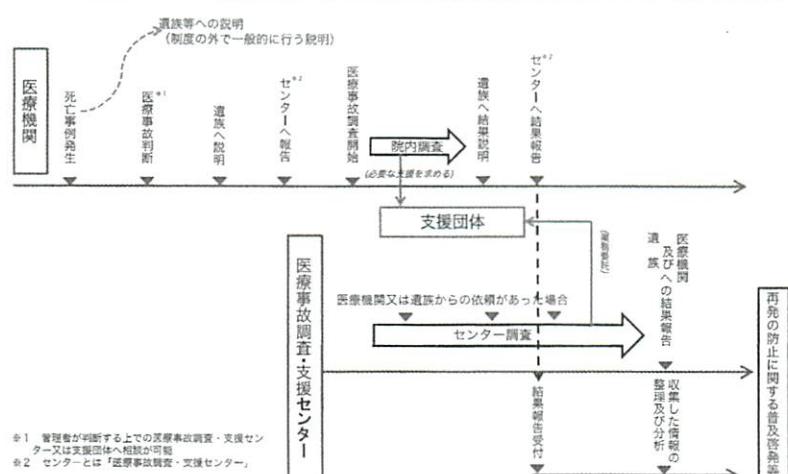
今回の制度における調査対象は、「当該病院等に勤務する医療従事者が提供

う。関係各位の制度普及に向けたご尽力にあらためて敬意を表したい。

一部には「報告件数が少ない」とする意見も聞かれる。どのような根拠に基づいた評価なのかはわからないが、推計の根拠となつた日本病院会アンケートでは「医療事故」についての明確な定義がなく、医療法に規定された「医療事故」よりも幅広いさまざま事例

う。)に對し、医療事故調査を行ふため必要な支援を求めるものとする」とある。

## 医療事故に係る調査の流れ



を1 管理者が判断する上での医療事故調査・支援セ  
ターズ又は支援団体へ相談が可能

主典：厚生労働省ホームページ「医療事故調査制度について 構造図」

が含まれ、調査対象の医療機関はリストの高い医療も多く提供しており、今回のように診療所も含めた全ての医療機関を対象にしたものと比べれば、調査対象事案の発生頻度が減少するのは当然だろう。これについて塩崎前厚生労働大臣は記者会見での質問に対し同様の趣旨を明快に回答しており、「医療機関が報告を怠っているのではないのか」「医療事故を隠しているのではないか」というのは、杞憂である。

て、「外部委員を必ず入れる」ことを求めているわけではない。厚生労働省の名越究・医療安全推進室長も、私が外部委員をかならず参加させなければならないのかと質問したのに対して「マストではない」とお答えいただいた。いる。

言うまでもないが、「何が何でも外部委員を入れず、自院で完結させなければならない」ことを述べたいわけではない。日常の臨床でも、自院の医療スタッフだけでは対応しきれない場合、他の医療機関から応援を求めることがあることだし、患者をより設

遺族への説明は

報告については医療法第6条11第4項で「病院等の管理者は、医療事故調査を終了したときは、厚生労働省令

定めるところにより、遅滞なく、その結果を第6条15第1項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない」と定めているが、通知では医療事故調査・支援センター（以下、センター）への報告内容については通知で定められた項目を網羅することを述べている。

センターへの報告書のボリュームについてはA4一枚程度で概略を記載するのが適切だろう。患者遺族に対してもセンターへの報告書をもつて説明するという意見も聞かれるが、これは医療のあり方として適切ではないと考える。というのは、報告書は後述のように医療従事者が識別できないように記載しなければならず、かつ、そもそも遺族への説明を想定して作成するものではない。

遺族への対応は、調査の一環で行うのではなく、厚労省が「医療事故調査

## 東京都病院協会 会報

の流れ」(図)で示しているように、制度の外で一般的に行なう説明として行なわなければならない。医療安全の向上に特化することが本制度の主眼であり、センターへの報告書をもつて遺族に納得してもらおうというのは、目的を取り違えているばかりか、遺族が不信感を抱くことになりかねない。制度の有無にかかわらず、遺族に寄り添うのは医療者として行わなければならぬことなのだ。

もう一つ留意しなければいけないのは、今回の制度が、報告書について当

## 私の医道

唐澤祥人  
元日本医師会会長

私が日本医師会長選に立候補する要因の一つになつたのが、医療裁判の頻発とそれを背景にした医師の「立ち去り型サボタージュ」、そ

して医療崩壊だつた。就任直後の記者会見で、この問題を担当することになった木下勝之常任理事と私は記者会見で、「類似した事例と比較しても、大きな疑問を感じざるを得ない」と述べ、さらに医師法第21条が拡大解釈され、捜査機関がいきなり捜査権を行使するような事態が全国各地で起きた悪影響を及ぼしかねないと訴えた。

あわせて、新たな医療事故届出制度の構築も求めた。医療の経過中に不幸な出来事が起きてしまった場合には、単に責任追及するのではなく、その原因を医療関係者自らが充実していくべきというのが趣旨だつた。

これ以降、医療事故調査制度の議論が始まつたのだが、与党・自民党や厚生労働省から出てきた試案をめぐつ

該医療従事者が特定できないような書き方を求めていることだ。

医療法第6条第4項を受けて、15

年5月8日に発出された厚生労働省令第100号では、「病院の管理者は、法6条第4項の規定による報告を行なうに当たつては、(中略)当該医療事務に係る医療従事者等の識別(他の情報との照合による識別を含む)において同じ」と定めている。当該医療従事者の名前を伏せねばいいというレベルでは

した報告書を提出しなければならない」と定めている。当該医療従事者の名前を伏せねばいいというレベルでは

「個人に責任を帰結させない」制度  
医療事故調査制度は、「個人に責任を帰結させない」という世界的には常識

で、議論は紛糾した。それらの制度案には、通常の医療行為でも、場合によつては医師が警察に逮捕される余地があつたからだ。案を作成した人たちにしてみれば、医療現場は犯罪を起こそうと思えばかなり容易に起こせる場所であり、警察が介入する余地を残しておきたいという思いもあつたかもしれない。

一方、医療側としては医療機関内で

起きることは医療機関の人たちに任せ

てほししいというのが基本的な姿勢だつ

きかは、議論がわかれた。

制度上で医療と警察を敵対させるの

は良くないというのが、私の基本的な考え方だつた。元来、医療界は警察行政に対してとても協力的だつた。医師法第21条に則り、死体検案の際に事件性があると考えられるようであれば警察に知らせていたのだ。

墨田区でも地区医師会と警察、消防署は協力関係にあり、定期的に防災会議を開いている。日常的にも

協力関係は密接で、人探しで

警察が訪ねてきたときも協力

を拒否することはなく、「必要であれば、いつでも病院にお越しください」という姿勢だつた。実際、警察もいろいろ情報を持つていて、それなりに便宜を感じていたはずだ。こうした協力関係がこじれても、結果は地域住民が不利益を被る。

私の在任中に新制度が陽の目を見る

ことはなかつたが、結果的に08年、大

野病院事件は無罪が確定し、医療事故調査のあり方も、現実的な方向に進ん

でいったと思う。

なく、他の情報と突き合わせても当事者がわからないようにして報告するこ

とが義務づけられているのだ。

このような状態になつた報告書だけを見て、遺族が納得するだろうか。むしろ医療の一環として丁寧に説明することこそ、医療現場の私たちには求められると思う。

医療従事者が特定できないような書

き方を求めていることだ。

医療法第6条第4項を受けて、15

年5月8日に発出された厚生労働省令第100号では、「病院の管理者は、法6条第4項の規定による報告を行なうに当たつては、(中略)当該医療事務に係る医療従事者等の識別(他の情報との照合による識別を含む)において同じ」と定めている。当該医療従事者の名前を伏せねばいいとい

う」と定めている。当該医療従事者の名前を伏せねばいいとい

う」と定めている。当該医療従事者の名前を伏せねばいいとい